

国立大学法人和歌山大学学長選考・監察会議規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 4 号

最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則第11条の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議・決定事項)

第2条 学長選考・監察会議は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 学長の選考基準及び選考手続きに関すること
- (2) 学長候補者の選考に関すること
- (3) 学長の任期に関すること
- (4) 学長の解任に関すること
- (5) 学長の業務執行状況の確認に関すること
- (6) その他関連する重要事項

(組織)

第3条 学長選考・監察会議は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人和歌山大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）の学外委員の代表 4名
- (2) 国立大学法人和歌山大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の評議員（学長を除く。）の代表 4名

(委員の選出)

第4条 前条第1号の委員は、経営協議会の議を経て選出し、第2号の委員は、教育研究評議会の議を経て選出する。

2 前条各号の委員が学長候補者として推薦された場合は、委員から退くものとし、その後任者は、その選出母体である機関が新たに選出する。

(委員長)

第5条 学長選考・監察会議に委員長を置き、委員長は、学長選考・監察会議委員の互選による。

2 委員長は、学長選考・監察会議の議長となる。

(会議)

第6条 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

2 やむを得ない理由のため学長選考・監察会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。ただし、最終の学長候補者を決定する際の学長選考・監察会議については、適用しない。

3 前項本文の場合における第1項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

4 学長選考・監察会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

学長選考・監察会議規程

長の決するところによる。

(事務)

第7条 学長選考・監察会議の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月26日一部改正：法人和歌山大学規程第362号）

この改正規程は、平成17年1月26日から施行する。

附 則（平成23年3月14日一部改正：法人和歌山大学規程第1199号）

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1242号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1527号）

この改正規程は、平成26年6月19日から施行する。

附 則（平成27年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第1640号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2311号）

この改正規程は、令和2年11月30日から施行する。

附 則（令和3年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2349号）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2434号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2595号）

この改正規程は、令和5年3月29日から施行する。